

大気汚染防止法 ばい煙発生施設（法施行令第2条、同別表第1）（その1）

法

番号	施設の種類	施設の規模 表内の「重油換算」は、※2、※3以外は※1を用いる。
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10㎡以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算（※1）50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉（燃料電池用改質器及び水蒸気改質方式の改質器を含む。）	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算（※2）50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上、又は羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造用に供する加熱炉	
8	石油の精製用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8の2	石油ガス洗浄装置に附属するいおう回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上
9	窯業製品の製造用に供する焼成炉及び溶融炉	
10	無機化学工業品又は食料品の製造用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が1㎡以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が200kg/時以上

（つづく）

大気汚染防止法 ばい煙発生施設（その3）

法

番号	施設の種類	施設の規模 表内の「重油換算」は、※2、※3以外は※1を用いる。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算（※3） 35 L/時以上
32	ガソリン機関	

（注）※1 重油換算の方法（※2、※3を除く）

液体燃料 10L、気体燃料 16 m³、固体燃料 16kg が、それぞれ重油 10L に相当するものとして換算する。

※2 2 水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉のうち、水蒸気改質方式の改質器（水素の製造能力 1,000 m³/時未満）及び燃料電池用改質器の施設にあっては発熱量を考慮した次式による。

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \frac{\text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{)}}{\text{重油の発熱量 (40,000kJ/L)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/時)}$$

※3 31 ガス機関の施設にあっては発熱量を考慮した次式による。

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \frac{\text{気体燃料の総(高)発熱量 (kcal/m}^3\text{)}}{\text{重油の総発熱量 (9,600kcal/L)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/時)}$$

例えば、13A の場合は 31 m³/時が 35 L/時に相当する。

※ m³とは温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した気体 1 立方メートルのこと。